

# 山口県報

平成18年  
9月19日  
(火曜日)

## 目次

告示  
臨港地区の分区の指定(一〇件)(港湾課)……………一  
公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………四  
土地改良事業の完了(農村整備課)……………四  
国営農地再編整備事業(豊北地区安崎上換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………四  
阿知須都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課)……………五



### 山口県告示第四百八十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、防府都市計画臨港地区築地臨港地区の分区を次のとおり指定する。  
その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、防府土木建築事務所及び防府市土木都市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 分区の種類
  - 商港区、工業港区及び修景厚生港区
- 二 分区の位置及び区域
  - (一) 商港区

- 1 位置
  - 防府市新築地町、鐘紡町、三田尻二丁目並びに大字新田字町人堀及び字築地の各一部並びに鐘紡町地先
- 2 面積
  - 三六・七ヘクタール
- (二) 工業港区
  - 1 位置
    - 防府市大字新田字築地の一部
  - 2 面積
    - 四・八ヘクタール
- (三) 修景厚生港区
  - 1 位置
    - 防府市新築地町の一部
  - 2 面積
    - 三・三ヘクタール

### 山口県告示第四百八十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、防府都市計画臨港地区古浜臨港地区の分区を次のとおり指定する。  
その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、防府土木建築事務所及び防府市土木都市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 分区の種類
  - 商港区
- 二 分区の位置及び区域
  - (一) 位置
    - 防府市大字浜方字鶴浜の一部
  - (二) 面積
    - 〇・四ヘクタール

山口県告示第四百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、防府都市計画臨港地区中関臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、防府土木建築事務所及び防府市土木都市建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 分区の種類

商港区、漁港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

防府市大字浜方字鶴浜、字大浜一ノ枡及び字大浜二ノ枡並びに大字田島字洞木の各一部並びに大字浜方字鶴浜及び字大浜三ノ枡地先

2 面積

二五・九ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

防府市大字浜方字大浜四ノ枡の一部

2 面積

〇・五ヘクタール

(三) 修景厚生港区

1 位置

防府市大字浜方字大浜一ノ枡の一部

2 面積

〇・六ヘクタール

山口県告示第四百八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区亀浦臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

宇部市亀浦四丁目の一部及び亀浦四丁目地先

(二) 面積

〇・七ヘクタール

山口県告示第四百八十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区東見初臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

宇部市大字沖宇部字沖ノ山の一部

(二) 面積

〇・七ヘクタール

山口県告示第四百八十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区芝中臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 商港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

宇部市大字冲宇部字冲ノ山の一部及び字冲ノ山地先

2 面積

二八・四ヘクタール

(二) 修景厚生港区

1 位置

宇部市大字冲宇部字冲ノ山の一部

2 面積

一・八ヘクタール

山口県告示第四百八十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区本港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 商港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

宇部市港町二丁目、港町二丁目及び新町の各一部並びに港町二丁目地先

2 面積

一一・五ヘクタール

(二) 修景厚生港区

1 位置

宇部市新町の一部

2 面積

〇・三ヘクタール

山口県告示第四百八十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区沖の山臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

宇部市大字小串字冲ノ山の一部

(二) 面積

三・二ヘクタール

山口県告示第四百八十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区居能臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 漁港区

二 分区の位置及び区域

宇部市大字小串字冲ノ山の一部

- (一) 位置  
宇部市居能町二丁目の一部
- (二) 面積  
〇・二ヘクタール

### 山口県告示第四百八十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区新開作臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市土木建築部土木港湾課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 分区の種類  
漁港区
- 二 分区の位置及び区域
  - (一) 位置  
宇部市大字妻崎開作字竹ノ子島の一部
  - (二) 面積  
〇・三ヘクタール



(四九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年四月七日山口県公告（二〇二）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年九月十九日から同年十月十九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 新山口新幹線名店街  
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(四九六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称  
県営森の池地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期  
平成十八年八月十日

(四九七) 国営農地再編整備事業（豊北地区安崎上換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区安崎上換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
国営農地再編整備事業（豊北地区安崎上換地区）換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十八年九月二十日から同年十月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(四九八) 阿知須都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、阿知須都市計画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る阿知須都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

阿知須都市計画公園九・五・一山口きらら博記念公園

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市阿知須

三 変更の内容

公園の追加

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十八年九月十九日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

平成十八年九月十九日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）